

匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会会議録

日 時 令和2年2月7日（金曜日）午前10時31分開議

場 所 第2委員会室

会議に付した事件

（1）証人喚問について

出席委員等（9名）

委員長	浅野勝義君	副委員長	林明敏君
委員	宮内康幸君	〃	平山政利君
〃	行木光一君	〃	佐藤悟君
〃	田村明美君	議長	石田勝一君
証人	阿井伸也君		

欠席委員（0名）

事務局職員出席者

事務局長 水口 孝 次 長 山崎利男

主 査 川島誠二

開議の宣告（午前10時31分）

○浅野勝義委員長 本日、ただいまの出席委員数は7名であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会を開きます。

各位の御協力をよろしくお願いします。



○浅野勝義委員長 なお、会議に先立ち申し上げます。

本日傍聴の希望があり、匝瑳市議会委員会条例第18条の規定により、これを許可いたしましたと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅野勝義委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔傍聴人入室〕

○浅野勝義委員長 皆さん、御苦労さまです。この際、傍聴人の方々に申し上げます。

傍聴人の方々は、匝瑳市議会委員会条例を守って、静粛に傍聴願います。

傍聴人は、可否を表明したり、騒ぎ立てるなど、議事の妨害となる行為をすることは禁じられております。

匝瑳市議会委員会条例等に違反する場合には退場を命ずることがあります。念のため申し上げます。御協力よろしくをお願いいたします。



○浅野勝義委員長 本日の議題につきましては、100条調査権に基づく付託調査事項に関する証人喚問であります。

ここで申し上げます。

前回の委員会において1月27日、28日、30日のいずれかに阿井伸也氏に出頭を求め、委員会を開催することとしておりましたが、その後の日程調整の結果、本日の開催になったことを御報告いたします。

これより、付託調査事項、9月26日匝瑳市議会での栗田剛一議員の発言に関する事実内容の確認について、証人から証言を求めます。

本日の証人に対する尋問方法につきましては、12月3日の委員会で決定しました「匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会の運営について」に従いますので、御了承願います。

ただいまから証人が退室するまでの間の撮影等は御遠慮願います。

本日、午前10時30分に出頭を求めました証人は、千葉県議会議長、阿井伸也さん1名であります。

それでは、証人に入室していただきます。

〔証人入室〕

○浅野勝義委員長 証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、遠路御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げますとともに、本委員会の調査のために、真相の究明のために、御協力くださいますようお願いいたします。

この際、証人に申し上げます。

証人喚問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができます。

すなわち、証言が、証人、証人の配偶者、4親等以内の血族、もしくは3親等以内の姻族の関係にある、もしくはあった者、または証人と後見人、被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害するべき事項があるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨を申し出願います。

それ以外は証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだ場合には、禁錮または罰金に処せられることとなります。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証人、証人の配偶者、4親等以内の血族、もしくは3親等以内の姻族の関係にある、もしくはあった者、または証人と後見人、被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。

それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、禁錮に処せられることがあります。

以上のことについて、御承知おきいただきたいと思います。

なお、本委員会は公開としております。発言は、全て公開されることを御承知いただきま

すようお願いいたします。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

それでは傍聴の方も含めまして、全員御起立願います。

〔全員起立〕

○浅野勝義委員長 証人は宣誓書を朗読後、氏名を述べてください。

○阿井伸也証人 はい。

良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和2年2月7日。阿井伸也。

よろしいでしょうか。

○浅野勝義委員長 御着席願います。

〔全員着席〕

○浅野勝義委員長 それでは、証人は宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

○阿井伸也証人 はい。

〔証人署名捺印〕

○浅野勝義委員長 これより証人に一問一答により証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、時間が限られておりますので簡潔をお願いいたします。

また、御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 証言の際も証言席に着席のまま御発言ください。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 なお、委員各位に申し上げます。

委員におかれましては、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう、また、証人の人権に十分に留意されますようお願いいたします。

それでは、証人から証言を求めます。

それではお尋ねいたします。

氏名をお述べください。

○阿井伸也証人 阿井伸也でございます。

○浅野勝義委員長 職業、役職名、生年月日をお述べください。

○阿井伸也証人 千葉県議会議員。現在議長でございます。昭和39年3月27日生まれです。

○浅野勝義委員長 それでは、まず委員長の私からお伺いします。

お答えは簡潔に聞かれたことを御回答いただきます。

証人は現在、千葉県議会議長でいらっしゃいますね。

○阿井伸也証人 はい、そうです。

○浅野勝義委員長 証人は令和元年9月10日頃、県議会議長室で本市議会の荻谷進一議員と会っておられますね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 証人は本市議会議員、荻谷進一議員を知っていますよね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 証人と荻谷議員とはどのような関係でございますか。

○阿井伸也証人 振り返りますと、10年ぐらい前ですかね。ある集まりで荻谷議員の大学の先輩からですね、御紹介をいただいたのが多分最初の出会いだというふうに思います。

○浅野勝義委員長 次に証人は荻谷氏個人から、あるいは荻谷氏が経営する会社から政治献金、またはパーティー券等の協力依頼を行ったことがございますか。

○阿井伸也証人 ありません。

○浅野勝義委員長 荻谷議員が証人を訪問されたのは9月10日の何時頃でしたか。

○阿井伸也証人 確認したんですけれども、午後1時にアポイントをいただいておりますので、午後1時だと思えます。

○浅野勝義委員長 荻谷議員が帰られたのは何時頃でしたか。

○阿井伸也証人 それほど長い時間ではなかったというふうに記憶しておりますので、おそらく15分後ぐらいかなと思えます。

○浅野勝義委員長 議長室で証人がどなたかと面談する場合、県議会事務局には必ず来訪者の記録が残されますか。

○阿井伸也証人 それは私にはわからないので、事務局に確認していただければと思います。

○浅野勝義委員長 先ほど御質問した荻谷議員との面談記録は議会事務局の記録に残っていますか。

○阿井伸也証人 アポイントをいただいたのが私の個人の事務所のほうに御連絡をいただいたというふうに認識しておりますので、私の個人の事務所のほうから議会事務局のほうへそういうアポがあるということは連絡が行ったというふうに思います。

○浅野勝義委員長 確認ですが、荻谷議員との面談は議会事務局を通さずに行われたという

ことですか。そうじゃないんですか。

○阿井伸也証人 通さずではなく、議会事務局の秘書課も苅谷さんという市議員が私を午後1時に訪ねるということは承知していたと思います。

要は議会事務局のほうにアポがある案件と、私の個人事務所のほうにアポイントのある案件とございますので、常に議会事務局の秘書課と私の事務所はですね、予定の確認をしております。

○浅野勝義委員長 議会事務局を通して県議会議長と面談する場合に、議会事務局が記録を残すかどうかは議長が指示をされるんですか。

○阿井伸也証人 指示をすることはありません。

○浅野勝義委員長 当日ですね、苅谷議員が署名簿を2通持参したと聞いていますが事実ですか。

○阿井伸也証人 そうです。

○浅野勝義委員長 このうちの1通は議長宛て、1通は知事宛てであったということですね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 この署名簿は証人が苅谷議員から直接受け取られたのですか。

○阿井伸也証人 私宛てのものは苅谷議員から直接受け取りました。

○浅野勝義委員長 2通ありましたが2通とも苅谷議員から直接ですか。

○阿井伸也証人 直接と言えば直接ですが、基本的にはお帰りになる際に知事宛てにつきましては託されたということでもあります。

○浅野勝義委員長 署名簿は千葉県が計画している匝瑳市内への家畜保健衛生所設置に反対する内容のものであったということですが、間違いはないですか。

○阿井伸也証人 はい。間違いありません。

○浅野勝義委員長 苅谷議員が当日持参した署名簿は、いずれも署名部分がコピーでしたね。

○阿井伸也証人 ここにございますけれども、コピーかどうかわかりませんが、おそらくコピーなのかなとは思いますが。

○浅野勝義委員長 署名部分については確認されましたか。

○阿井伸也証人 はい。確認しました。

○浅野勝義委員長 証人は知事宛ての署名簿も受け取ったのですか。

○阿井伸也証人 帰り際に託されましたので、袋ごとお預かりをしました。

○浅野勝義委員長 確認になりますが、証人は知事宛ての陳情や署名も差し出されれば受け

取るのですか。

○阿井伸也証人 託されたのでお預かりをしました。

ですから中は見ておりません。

○浅野勝義委員長 常に受け取るということではないんですね。

○阿井伸也証人 通常は私宛ての陳情はですね、私宛ての陳情で来られて、知事宛ての陳情は知事のほうに行かれるというのが通常だというふうに認識をしています。

○浅野勝義委員長 本来であれば知事宛てのものは当人が担当部署に提出すべきと伝える必要があると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○阿井伸也証人 おそらく台風15号の翌日ということでしたので、知事もですね、その対応に追われているという判断があったのではないかなというふうに私は推察をしました。

○浅野勝義委員長 当人というのは苅谷議員ということですね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 苅谷議員の訪問後、県の半田農林水産部長に連絡を取っておられますね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 半田部長が議長室に入られたのは9月10日の何時頃でしたか。

○阿井伸也証人 おそらくほかのですね、さまざまな台風の被害報告等が一段落した後で、1時間2時間後だったと思います。

○浅野勝義委員長 証人と苅谷議員の面談の際の会話について、記憶を喚起していただいて、できるだけ具体的にお示しいただければありがたいです。

例えば、初めに誰々さんからはどのような話が出て、また誰々さんはどのように答えたというように具体的に、ゆっくりで結構ですので順序立ててお示しいただきたく存じます。

○阿井伸也証人 はい。

5か月前のことですとありますので不明確な部分もあるかと存じますが、お聞きいただければと思いますけれども。

まず議長室にお見えになってですね、議長就任おめでとうございますという言葉が苅谷議員からございました。同伴の方がもう1人いらっしゃいまして、私は初めてお会いする方でしたので名刺交換いたしました。大変申し訳ないんですけどもお名前等はちょっと記憶にありません。初対面ですし、それ以降お会いしたことはないものですから。

その後、苅谷議員からですね、大切なですね、今泉浜地区の住民の方々からの家畜保健衛生所建設についての中止の陳情書というのをですね、渡されました。

その後、お座りになってお話を始められて、まずはこの陳情書の内容についてですね、お話がありまして、建設予定地の住民の99%の方が反対をしていますと。これがその署名ですというようなお話があったと思います。

その後ですね、私も認識不足だったんですけども家畜保健衛生所ですね、今までの経緯について、芝山町ではですね、町長さんに断られたと。その後、多分下総とおっしゃったというふうに僕は記憶しているんですけども、多分今の成田市なのかなと思うんですけども、のほうでもですね、やはり断られて匝瑳の県有地が候補地になったというお話がありました。

それからですね、説明会ですかね。県による地元説明会が開催をされたけれども、数人とおっしゃったかなと思うんですけど、しか来られなかったということですね。

それから、これは私のほうから尋ねたんでありますけれども、市のほうはどうなんですかという質問をしました。その際に苅谷議員からこれだけのですね、地元の反対もあるんで、市も困っているようだというような回答があったと思います。

その後ですね、県への要望としてももう少しよく説明をしてほしいと。まだ理解が進んでいないようだというようなですね、お話だったという記憶をしています。

○浅野勝義委員長 ありがとうございます。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 ここでですね、念のため申し上げますが。

事務局、例の半田部長の回答書を阿井議長にお見せください。

〔資料配付〕

○浅野勝義委員長 証人に申し上げます。

本件はですね、9月26日匝瑳市議会での栗田剛一市議会議員の発言に関する事実内容の確認ということであるわけでございます。

それに対して今日お越しいただいたわけでございます。

この真偽の確認のために私どもの市議会の石田議長からですね、市議会からということなんですが、県の半田農林水産部長に宛ててですね、市議会運営に係る確認事項についての依頼ということで、文書で御依頼申し上げます。それについて半田部長ほか2名の方々から回答書が届いております。

そういったことから、この回答書を今御覧いただいているわけですが、これまでの経緯も含めましてですね、私どもの石田議長から経緯も含めて朗読、説明をさせます

のでお聞きいただきたいと思います。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 石田議長、お願いします。

○石田勝一議長 はい。

委員長の指名でございますので、経緯と内容について御説明をさせていただきます。

御案内のように9月定例会最終日、9月26日に栗田議員の発言がございました。

これに対しまして、苅谷議員のほうから栗田議員の発言は事実無根であると。したがって、議会の責任で事実解明をしてほしいと。この解明ができるまでは議事録への記載と議会展中継を保留してもらいたい。こういった内容の先議がなされまして、そしてその先議が可決をされまして、匝瑳市議会として事実解明に努めると。こういう経緯がございました。

栗田議員の質問に対して市長の答弁として、市長は県の農林部長のほうから問い合わせがあったということでございましたので、後の議会で苅谷議員のほうから「私が直接会ったのは阿井議長であって、農林部長に会っていないのに農林部長になぜ事実の解明をお願いしたのか」と。こういう意見が出ましたけれども、栗田議員の質問に対して市長が農林部のほうからの問い合わせであったという回答でございましたので、私のほうからは県の農林部長に経緯をお知らせ願いたいということをお願いをいたしました。こういう次第であります。

私のほうから県の農林水産部長様へのまずお願いの件でございます。これを読み上げさせていただきます。

令和元年10月25日

千葉県農林水産部長 様

匝瑳市議会議長 石田 勝一

市議会運営に係る確認事項について（依頼）

このことについて、匝瑳市議会令和元年9月定例会での議事において、下記について確認することとなりましたので、回答くださるようお願いいたします。

記

・「家畜保健衛生所建設について中止の陳情書」を県議会議長から受領した際の状況について

こういう私からの問い合わせをいたしました。

これに対しまして、令和元年10月30日、私宛てに市議会運営に係る確認事項について

(回答)。

9月10日火曜日の午後、阿井県議会議長から議長室に呼ばれ、家畜保健衛生所の整備に反対する署名を受領した。議長からは、「市議会議員からこの署名を預かった。知事にあてたものではあるが、部長に渡しておく。なお、市長も反対しているということだ」という趣旨の話があった。

その後、これを持ち帰り、部長室で井出畜産課長に署名を預け、「市長が反対となると、整備を進めるのは難しくなってしまう」旨を伝えた。

令和元年10月30日。千葉県農林水産部長 半田哲也。印が押されてございます。

さらに、匝瑳市議会議長様。市議会運営に係る確認事項について(回答)。

9月10日火曜日。15時30分頃。半田農林水産部長に呼ばれ、部長室で以下の伝達を受ける。

阿井議長から呼ばれ、家畜保健衛生所の整備に反対する署名を受領した。

その際、持参したのは匝瑳市議会議員で、その議員から「地元住民は反対している」「市長も反対している」との説明を受けた。

市長が反対となると、整備を進めるのは難しいのではないかと思う。

15時40分頃。上記から、持参したのは整備に反対する苅谷匝瑳市議ではないかと思われたが、署名の封筒の中に、同市議の名刺が入っていたことから、間違いないことが確認できた。

これまで、市長が反対しているという主旨の話を聞いたことがなかったため、匝瑳市に確認するよう近藤畜産課副課長に指示した。

令和元年10月30日。千葉県農林水産部畜産課長 井出基雄。印があります。

さらに、匝瑳市議会議長様。市議会運営に係る確認事項について(回答)。

9月10日火曜日。15時30分頃、井出畜産課長が半田農林水産部長に呼ばれる。

15時40分頃、井出課長が戻り、畜産課内で以下の伝達を受ける。

家畜保健衛生所の整備に反対する署名を渡された。

その際、反対派の市議が阿井議長に直接手渡したこと及びその市議が地元住民に加え市長も反対していると発言した旨の説明を受けた。

反対派の市議という時点で、苅谷市議かと思料したが、署名の入った封筒内に名刺があったため確認できた。

市長が反対しているという主旨の話は、これまで聞いたことがなかったことから、真意を

匝瑳市に確認するよう井出課長から指示を受けた。

16 時頃、匝瑳市産業振興課の塚本課長に架電し、家畜保健衛生所整備に対する市長の意向を確認したところ、「市長は賛成している。9月議会の答弁でも前向きに進めていく旨の答弁を想定している」との回答があった。

令和元年10月30日。千葉県農林水産部畜産課副課長 近藤創。印がございます。

これは公式文書として、匝瑳市議会として受け取ったと。こういう次第であります。

以上であります。

○浅野勝義委員長 御苦労さまです。

証人はこの回答書の文章を今まで御覧になったことがございますか。

○阿井伸也証人 はい。農林部長の文書については見せられたことがございます。

課長、副課長の文書については、私は初めて見ました。

○浅野勝義委員長 この文書には証人の名前がありますね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 証人はこの回答書のように、後日半田農林水産部長から当市議会からの照会を受けて、半田部長が作成することになっていた文書についての内容の確認を求められていますね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 この文書について、これまで証人が半田部長に自分が述べたことと違うなどと伝えられたことはございますか。

○阿井伸也証人 ありません。

○浅野勝義委員長 署名簿を持参した荻谷議員と証人が面談した際の状況について、宇野裕県議会議員から確認を求められたことがありますね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 宇野議員から確認を求められた機会は何回ありましたか。

○阿井伸也証人 2回だったと思います。

○浅野勝義委員長 宇野議員は先月10日の本委員会での証言の際に、まず議長室、そしてその後の電話で証人に対して、荻谷議員から地元の市長が家畜保健衛生所整備計画に対して反対をしているとの言葉が出たことを証言しております。

またその際、将来阿井議長もその事実を認めてもらえるものと信じておりますとの証言もしております。

この宇野証言に対し、証人として異論はございますか。

○阿井伸也証人 宇野県議がどのような証言をされたのか、私は新聞でしかですね、知りませんけれども。

その経緯について説明をしていただけますか。

○浅野勝義委員長 同じ質問をさせていただきます。

宇野議員がですね、先月の10日に証人としてこちらへおいでいただきました。その際に、本日の証人に対してですね、どのような話があったのかということで証人に確認されたということなんですよ。

その内容としては、荻谷議員が地元の市長が反対しているということを証人に述べたと。

それに対して証人からそういう話が出たということを確認したというように証言されています。

これが3回にわたり、そのような形の証言が出たということを証言しております。

当然、当委員会にですね、阿井議長もおいでいただくことになるだろうから、そのときには阿井議長もその事実は認めてもらえると。そのように信じてるといような証言でございました。

ですからこの宇野証言に対し、証人として異論はないかということを知っているわけではございません。

○阿井伸也証人 委員長、よろしいですか。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○阿井伸也証人 先ほど最初に2回とおっしゃったのが、今回3回という。それはどういうことなんでしょうか。

私の記憶の中では一度議長室にお見えになったのと、もう一度は電話でございました。

○浅野勝義委員長 それでは、ちょっとここで証人に聞いていただきたいのですが。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 そもそも本調査委員会の目的は……

○阿井伸也証人 いや、2回3回というのは話にそごがあると思うんですけども。

○浅野勝義委員長 ですから、実際に確認した回数としては2回なんですよ。2回というふうに伺っています。証言でありました。

その中で結局荻谷市会議員が地元の市長も反対しているという旨の、荻谷市議からそういうような発言があったかどうかに対して、3回ですね、証人からは出たという話

があったということなんですよ。

○阿井伸也証人 委員長、すみません。

それはこの委員会での宇野先生の御発言ということですか。

○浅野勝義委員長 そうです。

○阿井伸也証人 冒頭2回というのは私認識してますけれども、3回というのがこの委員会で出たということですか。

○浅野勝義委員長 結局荻谷市議から……

○阿井伸也証人 委員の皆さんもいらっしゃるんで。

そういうことだったんですか。

議事録を御確認いただきたいと思います。

○浅野勝義委員長 荻谷市議からそういう発言が出たということが宇野証言の中に3回あったということですか。

○阿井伸也証人 委員長、おそらく私は宇野先生から2回だというふうに思っておりますし、議事録を確認いただければ。

○浅野勝義委員長 回数にはこだわりませんがね。

3回荻谷……

○阿井伸也証人 いや、委員長、申し訳ないんですけども、そういう問題ではなくて。

私もですね、ここで正直なことを申し上げないといけないので。

2回とか3回とかそごがあることに私は回答はできません。

○浅野勝義委員長 わかりました。それで結構です。

○阿井伸也証人 いや、どちらなんでしょうか。宇野議員がここで証言されたのはどちらなんでしょうか。

○浅野勝義委員長 宇野県議が証言されたのは3回にわたり出たという話なんです。証言なんです。会話の中でですよ。会話の中で3回にわたって。

○阿井伸也証人 委員長、申し訳ないんですけど、それは個人的な会話の中ということですか。

○浅野勝義委員長 そうです。

○阿井伸也証人 はい、わかりました。

○浅野勝義委員長 いいですか。

○阿井伸也証人 はい。じゃあ、お答え申し上げます。

正確には2回だというふうに。多分宇野県議もこの場で証言をされているというふうに思います。

一度目は正確に言いますと9月の議会の開会日だったというふうに思います。

そのとき、議会終了後に議長室に宇野先生がお見えになって、尋ねられました。

内容的には、誰がその陳情書を持ってきたのか。誰か一緒だったのかという点。それから荻谷議員のお話をされた内容。知事宛てのものを預かったのかと。

この3点ですね。

ほとんど短い時間でしたので具体的なですね、御質問はありませんでした。いわゆる概要ですね、この陳情書を預かったいきさつを聞かれました。

それが1回目だったというふうに私は認識をしています。

その後ですね、大分たってからですね、宇野県議から何度か私の電話に着信が入ってありました。私ちょうど何かの公務でですね、なかなか電話に出られない状態でございまして、夕方宇野県議に私のほうから何でしょうかというお電話をしました。

その際に「確認したいんだけど」ということで。何の確認かなというふうには思ったんですけども、9月10日の私がこの陳情書をですね、預かったいきさつ。それから、その際に宇野県議が議長室に来たのがいつだったかというようなお話がありまして、私も定かでなかったんで、9月の13日とか、会議初日というんですけども、議会開会日かなというようなお話がありました。

その後、荻谷議員の発言について、要は市長も反対のような話だったのか、そうでいいのと言われましたんで、そうですねと。私はそのように受け止めておりましたのでお答えをしました。

以上であります。

○浅野勝義委員長 そうすると荻谷議員からですね、地元の市長が反対しているという言葉があったということですか。

○阿井伸也証人 いや、陳情書をお預かりした際ですね、私は話を総合してそのように受け止めたということです。

○浅野勝義委員長 総合して受け止めたということですね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 出たとか出ないとかという断言はしてらっしゃらないということですね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 実はですね、証人に県議会議長としてお聞きいただきたいんですが、先ほどのほうの石田議長からも経緯について説明がありました。

ちょっと長くなりますが、せっかく今日県の議長さんが来てくれるということでね、私としてもちょっとこの調査委員会の目的も含めて、思いをひとつ証人に聞いていただきたい、県議会議長さんに聞いていただきたいと思ひまして、ちょっと考えてまいりましたのでお聞きいただきます。

そもそも本調査委員会の目的は、栗田市議会議員の9月定例会市議会における発言の真偽を調査することにあります。

そして、その核心部分は昨年9月10日に苅谷進一本市議会議員が千葉県議会議長室を訪問し、千葉県が本市に計画している家畜保健衛生所の設置に対する一部住民の反対署名を阿井伸也県議会議長に渡した際、苅谷市議から阿井議長に対して当初から太田市長は賛成の意向を県に示していたにもかかわらず、神聖な県議会議長室において、しかも620万県民の二元代表制の1人である阿井千葉県議会議長に対して、地元匝瑳市の市長も反対しているとの言葉を伝えた事実があったのか、あるいはなかったのかの真偽を究明すると同時に、またその発言によって、一歩間違えれば約40人の獣医師の資格を持つ県職員が常勤する県立施設の計画が頓挫してしまったかもしれない。本市発展を左右する重大な発言を調査するものであって、単なる言った言わないの調査ではないのであります。

決して調査対象を矮小化してはならないものと私は大変憂慮しております。

先月10日、地元の宇野県議会議員は本委員会の証人として出頭した際、この発言事実があったことについては、昨年県議会議長室で阿井議長から直接、またその後電話で再度、その発言事実について確認したと証言されております。

宇野議員は証言の最後に、自分の証言に偽りがあれば議員生活を賭けるとまで表明されました。

実はその翌日11日は私ども匝瑳市の消防出初式がありました。式典の来賓席、前列には千葉県知事代理、その右隣に千葉県消防協会会長代理、その隣に国会議員本人、隣に国会議員の代理、秘書ですかね。その隣に宇野県議、そして地元警察署長、の皆さんが前列に座っておりました。

私はちょうど宇野県議の真後ろに座っておりましたので、前日の宇野証人の発言についてその場で時間を少し見つけてお話をさせていただきました。

私はその際、次のように宇野県議に尋ねました。

県議は昨日の証言の中で、自分の議員生命を賭けて真実を語ったと証言されましたが、そこまで覚悟を決めて証言されたとすれば、御自身の証言を裏付ける何らかの証拠のようなものはあるんですかというようにお尋ねしました。

この私の問いかけに対し、宇野県議は「実は自分は信頼する人と口頭で大事な確認をする場合、これまで録音したことはないのですが、栗田議員の名誉、また市長の名誉、そして県職員の名誉、そして本施設計画の実現などを考えると、万が一のことを考えて昨年9月24日、苅谷議員発言の再確認を阿井県議会議長と電話でした際の音声を録音してありますので、確信を持って証言いたしました」と話されました。

私は宇野県議の地元や県を思う気持ちに感銘を受けたのでありますが、宇野県議に対し、できれば本委員会の事実究明にとっても大変重要な証拠となり得るので、その録音情報を貸してもらえないだろうかと要請しました。

この要請に対し宇野県議は、わかりました。事実究明のお役に立つものであれば明日成人式がありますので、委員長も、私のことでございますが、来賓として出席されますでしょうから、機会を見計らってお渡しいたします。ただ、大変重要な音源ですので、そのまま別のICレコーダーにコピーしたものをお渡しいたします。また録音情報の活用方法は委員長にお任せいたします、とのことでした。

翌日宇野県議からそのICレコーダーをお預かりし、その後私と林副委員長2人でその録音を聞いております。その中にまさに先ほど申し上げました、本調査委員会の調査の核心部分であります苅谷議員が阿井議長に対し、昨年9月10日に地元市長が施設計画に反対している言葉を発していることを裏付ける阿井議長の音声を鮮明に聞き取ることができました。

さて、これまでの証人の証言を伺っておりまして、大変御苦勞なことだというように今御礼を申し上げる次第でございますが、620万県民の二元代表制の一人であります県議会議長としてですね、誠意ある回答をいただきたいと思うわけでございます。

ここで、委員長である私の判断でお預かりした宇野県議と阿井議長との間で交わされました約5分間の録音を報道機関、または傍聴人の皆さんも一緒にお聞きいただきたいと思います。

準備に少し時間がかかりますので、暫時休憩いたします。

午前11時30分 休 憩

午前11時40分 再 開

○浅野勝義委員長 それでは定刻になりましたので、再開いたします。

再生をお願いします。



〔音声再生〕

○阿井伸也証人 もしもし。

○宇野 裕千葉県議会議員 もしもし。

○阿井伸也証人 お世話になります。

○宇野 裕千葉県議会議員 あー阿井議長。

○阿井伸也証人 はい。すいません。

○宇野 裕千葉県議会議員 今、遠征してんですか。

○阿井伸也証人 いや、今戻ってきたところです。

今日午前中、あの茨城県の議長さんがお見えになって。はい。

○宇野 裕千葉県議会議員 今日何かあったんですか。

○阿井伸也証人 要は、あの……

○宇野 裕千葉県議会議員 被災の。

○阿井伸也証人 ええ。

○宇野 裕千葉県議会議員 あーそうですか。御苦労さまです。

阿井議長さ、この間。阿井議長っていうのも堅苦しい。阿井ちゃんさ、この間、ほら家畜保健衛生所の件で、それであの一、うちのほうも今あの一市長もね、議長さんに迷惑かけちゃって申し訳ないと。

それで問題の整理だけ、一応ね、簡単にしておきたいんだけど。

○阿井伸也証人 はい。

○宇野 裕千葉県議会議員 うちの荻谷議員が個人的に知り合いということで、阿井議長のとこにあれ一訪ねていったのは、たしか9月10日ぐらいでしたよね。

○阿井伸也証人 ええ、たしかそうですね。はい。

○宇野 裕千葉県議会議員 10日に訪ねて行って、その要約的なやり取りなんですけど、うー反対署名を持っていきましたよね。

○阿井伸也証人 はい。

○宇野 裕千葉県議会議員 僕、その署名簿を見てないんだけど、知事宛てになってたんですか。

○阿井伸也証人 あの一、知事宛てと議長宛てと別々だったんですよ。

○宇野 裕千葉県議会議員 ああ。中身の署名簿は同じで。

○阿井伸也証人 同じですね。コピーですよ。

○宇野 裕千葉県議会議員 なるほど。

○阿井伸也証人 同じもので、それで私のほうに議長宛てがあつて。

それで、これ知事のほうに渡してほしいと言われたんで。

○宇野 裕千葉県議会議員 なるほど。

○阿井伸也証人 ま一、あの一知事にお渡しするほどあれじゃないんで、農林部長にこういうあの一、あの一署名集めて、来てますよということをお知らせした後はまあ地元の宇野先生いらっしゃるから、よく相談してやってくださいよということで。

別にあの一正式に受理しているわけではなくて。

○宇野 裕千葉県議会議員 それはわかりました。この間の御説明で。

それでそのときにね、あの一地元の市長がま一反対しているというような話も阿井議長聞いたでしょ。

○阿井伸也証人 荻谷さんからは出ました。

○宇野 裕千葉県議会議員 ね一、で一阿井ちゃんからもさ、一言ね、うちのほうに電話してもらえれば、それが真逆だっていうことがわかったと思うんだけど。

○阿井伸也証人 ええ、ええ、ええ。

○宇野 裕千葉県議会議員 そこが非常に問題で。

一、いやしくも市議会議員がね、いやしくも620万、二元代表制の一人の議長にね、真逆の話を伝えるっていうのはあり得ないよね。我々議員の世界ではね。

○阿井伸也証人 そうですね。まあただ、あの一署名は……

○宇野 裕千葉県議会議員 署名はね、いいんですよ。

○阿井伸也証人 お預かりしたんで。はい。

○宇野 裕千葉県議会議員 それでね、そのときにあの一当然お願いに行っているわけだから。

ま一署名もあるし、地元の太田市長も反対だから、これうまく執行部につないでほしいっていうような趣旨のお願いですよ。簡単に言えば。

○阿井伸也証人 趣旨のというか、執行部に対してはあの一基本的にはその一知事宛ての同じものを渡してほしいというふうに言われたんで。

それだけですけど。

ただ、まああの一荻谷さんいわく、その一これだけの方が反対してますよというような言い方でしたから。

○宇野 裕千葉県議会議員 で、地元の市長も反対してますよということで。

○阿井伸也証人 んーまーあのーそのような、そうですねー、それに近い言い回しだったと思います。

○宇野 裕千葉県議会議員 それでね、その後ま一部長を呼ばれて、えーこういう署名も来ていると。地元の市長も反対しているようだから、それは慎重に検討してくれとか、そういう言い回しだったんですか。

○阿井伸也証人 いや。ですから、要はまあねえ、地元の宇野先生もいらっしゃるし。ほら一方の話の聞いても、えー何とも言えないんで。

○宇野 裕千葉県議会議員 でも、そのまま荻谷議員が言った市長も反対しているみたいですからということで。まっ、単純に伝えただけですよね。それはね。

○阿井伸也証人 そうです。特には。はい。

○宇野 裕千葉県議会議員 でもねえ、相当部長はびっくりしてたみたいなの。

○阿井伸也証人 ああ。

○宇野 裕千葉県議会議員 そりゃびっくりするよ、阿井ちゃん。

だって、今まで積み上げた議論で……

○阿井伸也証人 ええ。

○宇野 裕千葉県議会議員 太田市長は賛成してるってずっと聞いてたから。

○阿井伸也証人 ええ、ええ、ええ、ええ。

○宇野 裕千葉県議会議員 市議会でもそうやって答弁してたんですよ。

○阿井伸也証人 はい。

○宇野 裕千葉県議会議員 それをフィードバックして、市の県の職員もそれを前提にずっと推進してきたんで。

○阿井伸也証人 はい。

○宇野 裕千葉県議会議員 びっくりしちゃったわけ。

ということで、まーっ、阿井ちゃんに確認に行ったということでございます。今、話の整理だけね、ちょっと阿井ちゃんに確認させてもらいたかったんで。

○阿井伸也証人 はい。

○宇野 裕千葉県議会議員 いろいろすいませんね。また、何か地元のことであったら。

○阿井伸也証人 そうですね。

○宇野 裕千葉県議会議員 何でも聞いてくださいよ。

○阿井伸也証人 わかりました。

○宇野 裕千葉県議会議員 私に。

○阿井伸也証人 はい。

○宇野 裕千葉県議会議員 また、逆に大網白里の町のことは、市のことは全くわからないんだから、何かあったら阿井ちゃんに聞きますから。

○阿井伸也証人 ええ、ええ。わかりました。

○宇野 裕千葉県議会議員 よろしくお願いします。

○阿井伸也証人 はい、すいません。

○宇野 裕千葉県議会議員 とんでもありません。いろいろ、あのごちゃごちゃしちゃって申し訳ないですけど。

○阿井伸也証人 こちらこそ申し訳ありません。

○宇野 裕千葉県議会議員 また、気がついたこと言ってください。どうも。

○阿井伸也証人 ありがとうございます。

○宇野 裕千葉県議会議員 はい、どうも。

[音声終了]



○浅野勝義委員長 先ほど私が3回と申し上げたのは、このテープの中の内ですね、3回にわたって私には地元の市長が反対している旨の言葉が出たということを申し上げたわけでございます。

尋問を続けます。

証人と宇野議員の選挙区は別ですね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 証人は現役の県議会議員で、宇野議員は県議会議員経験者ですね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 宇野議員との間に金銭的な貸し借りの関係はありますか。

○阿井伸也証人 ありません。

○浅野勝義委員長 証人の発言や行動について、宇野議員があえて事実と異なる証言をする可能性はありますか。

○阿井伸也証人 ないと思います。

○浅野勝義委員長 先ほどのテープをお聞きいただいてですね、証人としては御異論はございませんか。

○阿井伸也証人 先ほど私が答弁したとおりだというふうに思います。

○浅野勝義委員長 ここで委員から発言の申し出がありますので、これを許します。

初めに佐藤委員からお願いします。

○佐藤 悟委員 佐藤です。よろしくお願いします。

3点ほど。

○浅野勝義委員長 一問一答でお願いします。

○佐藤 悟委員 まず1問。

地元住民の大多数が反対しているという中で、あくまでも個人的な見解として、地元住民が反対しているのに市長が賛成することができると思われませんか。

○阿井伸也証人 県の施設ですので、一般論で言えばですね、私がこの署名簿を見せられたときに立地する地元の住民の方がですね、99%反対しているということが事実であれば、これはですね、おそらく市長さんとしても賛成はできないだろうなというふうには感じました。

○浅野勝義委員長 佐藤委員。

○佐藤 悟委員 はい。

議長さんはこの地元住民の大多数が反対することについて、どう思われますか。

○阿井伸也証人 私は県議会議長という立場で、県民のどなたからでもですね、こういう陳情は受けるべき立場だというふうに思っていますし、今回一番大切なものはこの陳情書だというふうに私は思っています。

今までの経緯からすると、それもそのときに聞かされたんですけども、平成23年のいわゆる鳥インフルエンザのですね、一件から、畜産課では平成26年に芝山町、これも町長さんに断られ、その次にですね、平成28年だったかなというふうに思いますけども下総町、今の成田市ですね、のほうも地元の住民に断られ、ここが3か所目だということですから、特に今も流行している、いわゆるウイルスですよ。今は人のウイルスですけども、家畜のウイルスというものに対する地元住民のですね。見えない、そういう恐怖心と言いますか。そういうものがあるのかなというふうに、一般的にですね、私は思います。

○浅野勝義委員長 佐藤委員。

○佐藤 悟委員 先日の地元民が要望してた説明会が県担当課からありました。

半田部長も参加しておりましたという報告がありましたが、議長さんのほうにも経過的な報告はございましたでしょうか。

○阿井伸也証人 多分説明会の後にですね、畜産課、それから半田農林部長ともお会いする機会あったんですけども、私のほうからちらっと聞いたら、100名近い方が来られたということしか。正式な報告はございません。

○佐藤 悟委員 ありがとうございます。

○浅野勝義委員長 次に、田村委員。

○田村明美委員 はい。

御苦労さまです。お尋ねいたします。

県議会議長室に荻谷議員らが訪ねられて、反対であるという署名簿をお渡ししたと。そこで御説明もあったということなんですけど、その署名簿を確認したいんですが、直筆の署名というのは一切なかったんでしょうか。署名原本はありませんでしたか。

○阿井伸也証人 これが実物なんですけれども、それぞれ文字が太かったり細かったり、それぞれ字体が違うんですけれども。これがコピーであるのか直筆であるのか、ちょっとわからないですけど、多分コピーなのかなという気はしますけれども。

○浅野勝義委員長 田村委員。

○田村明美委員 筆跡はないんでしょうか。

○浅野勝義委員長 証人。

○阿井伸也証人 筆跡というのはどうい。

○浅野勝義委員長 田村委員。

○田村明美委員 コピーであるか、実際に書いた原本であるか、わかりやすい……

○阿井伸也証人 実物がありますので、御覧いただいたほうが早いと思うんですが。

委員長、よろしいでしょうか。

○浅野勝義委員長 いいですよ。

田村委員、待つて。事務局。

○阿井伸也証人 これが、私がお預かりした実物です。はい。

○田村明美委員 はい、拝見させていただきます。

○浅野勝義委員長 田村委員。

○田村明美委員 私と行木委員で拝見させていただいた判断は、全部が写し、コピーであるというふうに確認しました。

(「写しと書いてある」と呼ぶ者あり)

○田村明美委員 それで、その反対署名簿は、一つは県知事宛て、一つは県議会議長宛てという事で、県知事宛てについては封筒のまま預かって渡したという発言がありましたけれども、同じ内容の書類であるっていうことはどうしてわかったんでしょうか。

○阿井伸也証人 通常同じものだろうなというふうに私は推測いたしました。

○浅野勝義委員長 田村委員。

○田村明美委員 そこでなんですが、県議会議長をお訪ねして署名簿をお届けしながら説明するというと、当然1通は知事に直接見ていただいて参考にさせていただきたい。1通は議長の名前で県議会に請願として提出して、議会の中で諮っていただきたいと。議論していただきたいというふうに思うと思うんですが、そういう御相談はなかったんですか。

○浅野勝義委員長 阿井証人。

○阿井伸也証人 ございませんでした。

○浅野勝義委員長 田村委員。

○田村明美委員 議長としましては、提出者のほうから相談がなければあえてこちらからということはないのかなと思うんですが、アドバイスということで議会に上げることもできるのか、そういったことは一切お話しされなかったんでしょうか。

○阿井伸也証人 しておりません。

○浅野勝義委員長 田村委員。

○田村明美委員 それはなぜですか。

○浅野勝義委員長 阿井証人。

○阿井伸也証人 私のほうからお話をするのではないと思いますし、知事宛てのものにつきましても帰り際に託されたものですから、そのまま農林部長にですね、知事宛てだけれどもということでお渡しをしたということでもあります。

○浅野勝義委員長 田村委員。

○田村明美委員 そうすると県議会議長をお訪ねして、写しの反対署名簿をお渡ししたということ。

議長としましては、それを受け取ってどう思われ、どう判断されたんでしょうか。

○阿井伸也証人 それは内容についてでしょうか。

○浅野勝義委員長 よろしいですか。ちょっと間を挟みます。

田村委員、その件についてはですね、先ほど私のほうから証人に対して質問させていただ

きました。

田村委員。

○田村明美委員 内容についてではなくて、議長宛ての写しの反対署名簿の取扱いをどうされようかと判断しましたか。

○浅野勝義委員長 証人。

○阿井伸也証人 基本的には例えば私がお預かりして、執行部に対してですね、こういう陳情があるよというお話をですね、まずは申し入れると思うんですけども。

同時に、知事宛てのものを知事の代わりに農林水産部長にお渡しをしましたので、その必要はないかなと思いました。

○浅野勝義委員長 田村委員。

○田村明美委員 その署名簿を受け取り、説明を荻谷議員などから受けて、これは匝瑳市内に建設することは難しい、反対すべき案件なのかもしれないというふうに思われましたか。

(「それは俺が質問してるよ。重複してるよ」と呼ぶ者あり)

○阿井伸也証人 重複してると思うんですけど。

基本的にはですね、陳情というのは県民どなたからもですね、受け付けるものでありますし、家畜保健衛生所の建設についてはまだ、いわゆる農林部内ですね、候補地として進められているという時点だったというふうに思いますので、議会での対応というのはまだその時期ではないというふうに私は受け取りました。

○田村明美委員 以上です。

○浅野勝義委員長 はい。

続いて、行木委員。行木委員、どうぞ。

○行木光一委員 じゃあ、証人にお尋ねいたします。

証人とですね、荻谷議員の面談が行われたのは9月10日1時ということで聞いております。

この前日はですね、これはもう9月9日。忘れもしない、千葉県に最大級の台風15号が上陸した、前の日でした。

県庁といたしましてもですね、非常に……

(「上陸した翌日ですね」と呼ぶ者あり)

○行木光一委員 そうですよ。翌日に会ったんですよ。

ですから、相当県庁ではね、台風被害に対しましてね、議長、そして県における知事と並ぶ立場でありますから、被害の対策のために全力で取り組んでおられたと思います。

そのような中でどのような理由があったか存じませんが、台風とは全く関係のない一議員の陳情。この日にですね、受け付けする時間を持ったということでありまして、それはどうしてもですね、その日でなければならないという感じでございます。

どうしてその日にしたのかというね、ことをぜひお聞きしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○浅野勝義委員長 証人、どうぞ。

○阿井伸也証人 今振り返りますと、荻谷議員からアポイントあったのがですね、まだ台風がですね、来るとか来ないとかいう以前の頃ですね、アポがあって、一応議会事務局にも伝えて、その予定をですね、しておりました。

確におっしゃるとおり、私もそれこそ午前中も公務があったんですけども、千葉に行くまでにですね、やはり2時間半かかりまして。

午後1時ということでそれほど時間はないけれどもお約束をしていたので、どんな内容かはお聞きしておりませんでしたので、大切な案件であると思っておりますので、最少の時間で。10分か15分程度でですね、陳情をお受けしたということで。

委員おっしゃるように、刻々と台風被害の状況報告、また対応について、各部局からですね、ほぼはっきりなしに出入りをしておりました。もちろん農林水産部も同様でございましたんで、大変なさなかだったということは事実だというふうに思います。

ただ、大切な内容でございますので、お受けいたしました。

○浅野勝義委員長 いいですか。

はい、どうぞ。

○行木光一委員 陳情を受けた後ですね、議長は何か行動はいたしましたか。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○阿井伸也証人 それはこの件についてということですか。

(「ああ、そうそう」と呼ぶ者あり)

○阿井伸也証人 ですから先ほど御答弁申し上げたように、はっきりなしにそういう報告等ある間ですね、農林部長さんに、それも1時間とか1時間半後ぐらいだったと思うんですけども、来ていただいて、知事宛ての陳情書をお渡しをしたという対応でございます。

○浅野勝義委員長 いいですか。

では次に、林委員から発言の申し出がありますので、これを許します。

はい、林委員。

○林 明敏委員 証人におかれましては、もう12時を回って、大変御苦労さまです。

私からちょっと御質問させていただきたいんですが。

先ほど陳情書、これは正規な陳情書とお考えになってよろしいのでしょうか。県で取り扱っている中で。

○阿井伸也証人 私がということですか。

○林 明敏委員 議長宛てに来た分ですが。

○阿井伸也証人 これは正規、非正規は陳情書についてはないと思います。

○浅野勝義委員長 林委員。

○林 明敏委員 私が県会でお聞きした事例なんですけど、陳情書が出てくると県議会の方に全部、その写しを配付すると。

請願については常任委員会等で審議すると聞いておるんですが、私の考えは間違いでしょうか。

○浅野勝義委員長 はい、証人。

○阿井伸也証人 すいません、私も事務局に確認しないとですね、その点はわかりません。

○浅野勝義委員長 林委員。

○林 明敏委員 その陳情書は、現在は議長の預かりとなっているような状況でしょうか。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 林委員。

○林 明敏委員 先ほど10日の関係なんですけど、荻谷議員とお会いになるアポが入ったということですが、それはどのような用件で議長さんに会いたいというような。その用件もお話になってアポイントを取ったんでしょうか。

○浅野勝義委員長 はい、阿井証人。

○阿井伸也証人 直接私がお話してないんですけども、私の個人事務所のほうに、いわゆる陳情事があるので時間を取っていただけないかというようなことをですね、事務局のほうに連絡があつて。議会事務局秘書課と調整をしてですね、10日の日の午後1時ということになったというふうに思います。

○浅野勝義委員長 林委員。

○林 明敏委員 そうしますと、アポを取るときにはどのような内容だと。

陳情があるということで、この件にこのようなことでこうだというような内容を議長に申し入れてアポイントを取ったということではないということ結構ですか。

○浅野勝義委員長 阿井証人。

○阿井伸也証人 その時点ではですね、例えば議長としてなのか、それとも個人としてなのかというのがわからなかったものですから、とりあえず行き来のある議員さんですので事務局のほうでそのように対応したと思います。

○浅野勝義委員長 林委員。

○林 明敏委員 この県の家畜保健衛生所の反対をする陳情書を持っていくというようなことで議長に、アポ取るときに内容を述べたと解釈してよろしいのでしょうか。

○浅野勝義委員長 証人。

○阿井伸也証人 先ほど答弁申し上げたように、内容は私はその日に初めて知り得ました。

○浅野勝義委員長 林委員。

○林 明敏委員 先ほど行木委員からも申し上げたと思うんですが、台風15号のときは農業とか農業関係も甚大な被害を受けまして。

半田農林水産部長は千葉県の農林水産部門においては最高責任者であられると思います。

このような台風のすごい被害のあったときで、大変目の回るような忙しさだったと思います。

このような緊急な事態の中で、内容がわからなかったってことでありますが、違う日にしてほしいとかそういうような御判断を多分議長さんにさせていただいて、このときに最高責任者の半田農林水産部長を呼び出して、そのようなことを命令ではないですが依頼するというようなこと、お時間を取るようなことがあったことについてどのような見解がありますか。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○阿井伸也証人 おっしゃることもよくわかります。

ただ、私とすれば知事宛ての陳情書もお預かりをしたわけでありまして、なるべく早くですね、いわゆる担当部局にはですね、伝えたほうがいいんだろうなという判断でございましたし。

入れ代わり立ち代わりですね、防災担当部局ですとか、県土整備ですとか農林水産ですとか、入れ代わり立ち代わり御報告にお見えになるんで、時間ができたら来てほしいということで秘書課を通じて部長にお願いをしたという経緯であります。

○浅野勝義委員長 林委員。

○林 明敏委員 先ほど私どもの太田市長も1月17日の証言の中で「県家畜保健衛生所を本市に新規に建設していただけることに対し、本市の発展につながるものである。大歓迎であ

る」と証言しております。

このように市としての大いに期待している朗報であります。

そのような重要な本件が、仮に一市議会議員の心ない言動で頓挫してしまう事態が生じたとすれば、匝瑳市にとっても大変損害を被ることになるわけです。

証人はこの辺の重大なことであるという認識はございますでしょうか。

○浅野勝義委員長 阿井証人、どうぞ。

○阿井伸也証人 とても大切なことであるというふうに認識をしています。

ただですね、農林水産部長に私がお渡しする際に、ですから、市のほうにもですね、よく説明をして、確認をするようにという指示をしましたし、先ほど宇野県議の証言にもあったようにですね、地元の宇野県議もいらっしゃるんだからよく相談しながら、慎重にですね、やはり進めるべきだというふうに申し添えました。

実際にはここにはですね、それは書いてありませんけれども、そのように部長にはですね、私は申し添えました。

○浅野勝義委員長 林委員。

○林 明敏委員 公職の証人が来ていただいたときに失礼ですが毎回お聞かせ願ってるんですが、また阿井議長にも御質問をさせていただきたいと思います。

令和元年12月16日に行われた本市の栗田議員に対する証人喚問の際にも、そして令和2年1月10日に行われた宇野県議会議員の証人喚問の際にも尋問させていただきました。

今回の証人に対しても同じ尋問をさせていただきます。

本日述べられました証言の中で誤り、そして偽りがあった場合、証人はどのような責任を取られるお覚悟ですか。

また、栗田市会議員、宇野県議会議員はともに議員職を辞する覚悟であると陳述されておりますが、証人はいかがお考えですか。

お答え願いたいと思います。

○浅野勝義委員長 証人、どうぞ。

○阿井伸也証人 私は県議会議長としてですね、住民の皆さんの陳情をですね、荻谷議員が御持参されましたけれども、それはお受けして、それをですね、執行部、知事宛ての分もお預かりしましたので、それをそのまま伝えたということですから。

私は責任云々というか、私の職務として当然のことをしたというふうに思っています。

今、ここで述べたこともですね、偽りも何もございませんので、それ以上にございませぬ。

○林 明敏委員 ありがとうございます。私はこれで。

○浅野勝義委員長 それでは時間も大分経過してしまいましたが、2点ほど私から確認させていただきます。

1点目なのですが、先ほどテープを聞いていただきました。

その中でですね、何点か荻谷議員が地元市長が家畜保健衛生所の計画に反対しているという言葉が出たということを証人は証言してますが、これは出たということを証言したというように受け取ってよろしいですか。

はい、証人、どうぞ。

○阿井伸也証人 すいません、テープの話ということですから。先ほど皆さんも聞かれたと思います。

宇野議員のお話で「反対というような」とかですね、「それに近い言い回し」ということでした。

先ほどもですね、私答弁でお話ししましたけれども。ですから私は市長さんも反対なのかなと受け止めたというふうに答弁したと思いますけれど。

この「反対というような」また「それに近い言い回し」ということは事実だというふうに思います。

○浅野勝義委員長 そうしますと「反対している」という言葉が出たというような判断、解釈では証人はないということですね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 ないんですね。

○阿井伸也証人 はい。

委員長、よろしいですか。

○浅野勝義委員長 はい。

○阿井伸也証人 この半田部長のですね、公式な文書。ほかの方は日付とかさまざまな記憶に基づく表現だと思うんですけど。

半田部長の文書の最後のところだというふうに思うんですね。この言葉が一人歩きをしていて「なお、市長も反対しているということだ」という趣旨の話があったということであります。

趣旨というのはどういう意味か御存知ですか。

文章や話のですね、いわゆる言いたい部分の事柄ということですから、このままお話をし

たということではないというふうに普通解釈をされると思うんですけども。

ただ、なぜかこの市長さんも反対をしているという言葉が一人歩きをしていて、もちろんそれぞれ一対一であったり一対二での会話ですから、片方が言ったとか言わないとかでは結論は出ない話だというふうに思っています。

この中で一番最も正式な文書はこの文書でありますので、私もこの文書は相違ないと。ただ言葉足りないところはありますけれども。

でも、そういう趣旨でですね、私も荻谷議員からの陳情を受けてそのように受け止めましたし、半田部長もですね、そのように受け止めたんだらうなというふうに私は解釈をしています。

○浅野勝義委員長 そうしますと、証人はこの市長も反対していることだという趣旨を半田部長に伝えたということですね。

○阿井伸也証人 はい。

○浅野勝義委員長 市長が反対しているというような形でお伝えしたということですね。
確認ですが。

○阿井伸也証人 ですから、そういう趣旨の話があったというふうにこの文書であるわけですから、そういうふうに解釈……

○浅野勝義委員長 文章どおりに解釈して構いませんか。

○阿井伸也証人 そのように解釈していただければと思います。

○浅野勝義委員長 そうしますと出たということになりますが、よろしいですか。
はい、どうぞ。

○阿井伸也証人 それは言葉のあやでですね、広辞苑でも何でも辞典でも調べていただきたいんですけども。

趣旨というのはですね、文章とか言葉のですね、言いたいことの事柄ですから、表している事柄ということは、これそのままではないという解釈ではないかというふうに私は思っています。

委員長がそういうふうに決めつけておっしゃるのは公平なのかなというふうに私は思います。

○浅野勝義委員長 再度お尋ねします。

出たのか出ないのか、出たか出ないかでお答えいただきたいと思います。
どうぞ。

○阿井伸也証人 それはどういう言葉ですか。

○浅野勝義委員長 ですから苅谷市議が「地元の市長も反対している」という言葉が、苅谷市議から出たかどうかということですよ。

出たのか出ないのか。先ほどのテープでは出たというような言い回しがありましたけれども、テープの中ですね。

もう1回テープかけて。

○阿井伸也証人 申し訳ないですけど、私もメモしましたけれども「反対というような」とか「それに近い言い回し」という言葉しか。

皆さんも聞いてたと思いますけども。

○浅野勝義委員長 もう一度確認させてください。

林副委員長、2分ばかり待って。

午後 0時18分 休 憩

午後 0時20分 再 開

○浅野勝義委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

はい、どうぞ。

○阿井伸也証人 浅野委員長さんのですね、おっしゃる「市長も反対だ」ということは、私は苅谷議員からは聞いておりません。

○浅野勝義委員長 ない。

○阿井伸也証人 はい。

以上です。

○浅野勝義委員長 それでは半田部長がこのように受け取ったということに関してはどのように。

はい、どうぞ。

○阿井伸也証人 私もそうですし、半田部長もそういう趣旨だというふうにお答えをされると思いますので。

私は、ですからそういうふうに対抗なのかなという、受け取ったことをですね、また半田部長に伝えたということだというふうに思います。

○浅野勝義委員長 少し矛盾しているように自分には思えるんですが。

出たのか、出ないのか。

いいですか。証人に申し上げます。

我々は真実の調査を目的としておるところですので、どちらか片方に肩入れするものではないです。

ですから出たのか、出ないのかを知りたいだけなんです。そういう言葉がね。

ですからそれに対して、はっきりと我々委員の納得する形でもって、ひとつお答えいただければなと思って、再三御質問しているわけでございます。

ですから、話というのはですね、伝えられた側の半田部長がそのように理解するような形に話すのが話の説明の仕方だと。相手が真逆の形で取るような形では話さないと同じじゃないかと。私個人的には思うわけでございましてね。相手にしかと発言内容が伝わるように話しされるのが話の持っていき方だと思うわけでございます。

ですから、この中で半田部長が「市長も反対している」ということだという趣旨の話があったということが、非常に我々も気になるんですよ。

ですから「市長も反対している」というような意味合いの話を、証人が議長室に半田部長を呼ばれてですね、そのような話をしたんじゃないかということを探っているわけでありまして。

その辺を明確にしたいんですよ。

ぜひ御協力いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○阿井伸也証人 今の答弁するんですか。

○浅野勝義委員長 はい。

○阿井伸也証人 さっき答弁しましたよ。

○浅野勝義委員長 もう一度確認のためお願いします。

○阿井伸也証人 ですから先ほどお話ししたように。

それは半田部長にということですか。

○浅野勝義委員長 そうです。

○阿井伸也証人 半田部長にということですね。はい。

だから私は荻谷さんからのお話で、市長も反対だろうなというふうには受け止めたので、そのままお伝えをしました。

以上です。

○浅野勝義委員長 じゃあ、私からの最後の質問となります。

証人は荻谷議員からの陳情の当日、すぐさま県の家畜保健衛生所計画の最高責任者である

半田農林水産部長を県議会議長室に呼び、荻谷議員の意向を伝えられたようであります。

証人からすれば極めてささいな事柄であるかもしれませんが、私どもの太田市長の証言にもあるように、本市にとりましては大問題であるわけでございます。

半田部長に伝える前に同じ県議会議員である本市の宇野県議会議員等に相談をし、そして確認をされてから荻谷議員の陳情を半田部長に伝えるといったような、慎重な行動を取っていただきましたかったなど。そのように思うわけでございます。

約620万県民の二元代表制の県政の片方の、証人は旗頭でございます。

県議会議長としてはその辺が極めて軽率な行為だったんじゃないかと考えるのが常人の思いだらうと私は存じますが、その辺についてはいかがですか。お答えいただきます。

どうぞ。

○阿井伸也証人 それについては、私は陳情者、それからそれに賛同している方々等の権利というものがあるというふうに思っています。

ですから私は、私宛ての陳情書についてはまだ私が預かった状態になっております。

ただし、知事宛てのものについてはあくまでも知事宛てですので、農林水産部長にですね、知事に代わってお渡しをしたということであります。

それだけだというふうに。

○浅野勝義委員長 先ほどうちのほうの石田議長からも経緯の説明がございました。

長くなって申し訳ございません。

その中でもやはり本市としてはですね、この問題で大変、いろんな面です、この問題が大問題になっているわけなんですよ。

ですから、できれば今申し上げましたが、荻谷議員の半田部長に市長も反対しているということだとの趣旨の話ですわね。これを半田部長にお伝えする前に、できれば同じ県議会議員である、どのような関係かは我々わかりませんが、同じ県議である宇野県議あたりにもちょっと相談してもらって、本当に市長が反対しているのかと。その辺を確認してからですね、半田農林水産部長。これは国で言ったら農水大臣だと思うんですよね。大変な方だと思います。ですから、そのような方にお伝えしていただきましたかったなど。残念だったと思うのが、私の思いであります。

ですからその思いについて、今御質問したわけでございます。

今日は長時間にわたりまして、遠いところを来ていただきまして、本当にありがとうございました。

以上で、尋問はすべて終了いたしました。

御苦労さまでございました。

(「御苦労さまでした」と呼ぶ者あり)

○阿井伸也証人 終わりましたけれども、その点については宇野県議にもですね、私はお詫びをしております。

以上です。

○浅野勝義委員長 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

[証人退室]

○浅野勝義委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後 0時27分 休 憩

午後 0時44分 再 開

○浅野勝義委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○浅野勝義委員長 次回の日程であります、今委員会の議事録ができ上がった後、その議事録を皆さんに御覧いただき、そうした中でその後に日程を決めたいと思います。その後に協議会を開いて、それで日程を決めたいと思います。

ですから、結論から言いますと、現在のところ未定でございます。

そういうことで本日の特別委員会を終了いたします。

○浅野勝義委員長 以上で匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための特別委員会を終了します。

午後 0時45分 散 会

署 名

令和2年2月7日

委員長 浅野 勝 義